

**内国アクティブ運用型ETFの上場制度の整備に係る
有価証券上場規程等の一部改正について**

2023年6月29日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、本年6月30日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、昨今の多様化した投資ニーズに的確に応えたETFを提供する環境を整備し、もって、本邦の金融・資本市場の国際競争力を維持・向上させるために、本邦の投資信託法に基づき組成された、連動対象となる指標が存在しないアクティブ運用型の投資信託について、いわゆる金銭設定・金銭償還型の投資信託を対象として、日次で全組入資産を開示することを求めるなどの品質確保のための方策を講じた上で、上場を可能とするよう所要の制度整備を行うものです。

II 改正概要

1. 定義

法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券であつて、投資信託財産等を主として有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用することを目的とする投資信託に係るもののうち、投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を一致させるべき特定の指標が存在しない投資信託に係るものを「内国アクティブ運用型ETF」と定義します。

2. 内国アクティブ運用型ETFに関する上場審査基準

内国アクティブ運用型ETFの上場にあたっては、以下の基準を適用します。

(1) 法令への適合

- ・ 新規上場申請銘柄が、公社債投資信託以外の証券投資信託（投資法施行令第12条各号に掲げる投資信託を除く。）の受益証券であること

(2) 投資信託約款の記載内容

- ・ 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の（a）から（h）までの内容が記載されていること。

（a）投資信託契約の期間の定めを設けない旨

（備 考）

・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第1001条第29号の2等

・ 規程第1104条の2

・ 規程第1104条の2第2号a

・ 規程第1104条の2第2号b

- (b) 計算期間として定める期間が1か月以上であること
- (c) 受益証券の取得の申込みの勧誘が公募により行われる旨
- (d) 受益証券が金融商品取引所に上場される旨
- (e) すべての金融商品取引所において受益証券の上場が廃止された場合には、その廃止された日に投資信託を終了するための手続を開始する旨
- (f) 受益者の請求により信託契約期間中に投資信託契約の一部解約をする場合には、管理会社は信託受託者に対し、投資信託財産等に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益証券の当該投資信託財産等に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図する旨
- (g) 次のイからハまでに掲げる目的によるものを除き、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行うものではない旨

イ 投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ 投資信託の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的

ハ 先物外国為替取引により、投資信託の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

- (h) 一般社団法人投資信託協会の定める投資信託等の運用に関する規則第17条の2の要件を満たす投資制限が設けられていること

- ・ 新規上場申請銘柄の投資信託約款に次の(a)及び(b)の内容が記載されていないこと。

(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨

(b) 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨（基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の記載その他の当取引所が適当と認める記載を除く。）

(3) 投資信託財産等の範囲

- ・ 新規上場申請銘柄の投資信託財産等を、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利、商品投資等取引に係る権利又は投資信託法施行規則第19条第3項第1号に掲げるもの（次の(a)から(c)までに掲げるものを除く。）に対する投資として運用すること。

・ 規程第1104条の2第2号c

・ 規程第1104条の2第2号e

(a) 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する投資信託等の受益証券等のうち、当該指標がレバレッジ型・インバース型指標であるもの

(b) 上記(2)前段の(g)に掲げる目的以外の目的により、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利に対する投資として運用を行っている投資信託等の受益証券等(当該各権利に対する投資目的を問わない投資信託等として施行規則で定めるものに係る受益証券等を除く。)

(c) 投資信託等の受益証券等以外の有価証券であつて、法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利又は商品投資等取引に係る権利が組み込まれたもののうち、特定の指標(レバレッジ型・インバース型指標を除く。)に連動すること以外の投資成果を目的として発行されたもの

(4) ポートフォリオ情報の提供

- ・ 新規上場申請銘柄について、下記3.(3)のポートフォリオ情報(以下同じ。)が、投資者へ継続的に提供される見込みがあること。

・ 規程第1104条の2第3号

(5) 開示の適正性

- ・ 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、内国アクティブ運用型ETFに関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。

・ 規程第1104条の2第4号

(6) 投資信託財産等の運用等の健全性

- ・ 新規上場申請銘柄に係る管理会社が、投資信託財産等の運用等を健全に行うことができる状況にあること。

・ 規程第1104条の2第5号

(7) その他

- ・ 上記(1)～(6)のほか、管理会社、指定参加者、円滑な流通の確保、信用状況に関する管理体制等、虚偽記載及び監査意見等、指定振替機関の取扱い、公益又は投資者保護並びに信託受益者に関する情報の把握等に関して、内国指標連動型ETF(従来の「内国ETF」のことをいいます。以下同じ。)と同様の基準を適用します。

・ 規程第1104条の2第1号、第2号d、f、g、h、i、j、第6号

3. 上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の開示等

(1) 適時開示

- ・ 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、当該上場

・ 規程第1107条の

<p>内国アクティブ運用型ETFに関する情報の適時開示を行わなければならないものとします。</p>	<p>2第1項</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示項目は、金銭設定・金銭償還型の内国指標連動型ETFの項目に、次の項目が加わる一方で、指標の存在を前提とする項目は設けられません。 <ul style="list-style-type: none"> － 上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報の提供方法の変更 － 上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報の投資者への提供の停止 － 上場内国アクティブ運用型ETFのポートフォリオ情報が投資者へ継続して提供されないおそれが生じた場合 － 上場内国アクティブ運用型ETFの純資産総額の年間平均が10億円未満となった場合（本項目は、各年3月末日において上場後5年未満の銘柄については、適用されません。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1107条の2第2項第1号b ・ 規程第1107条の2第2項第1号c ・ 規程第1107条の2第2項第9号 ・ 規程第1107条の2第2項第10号等
<p>(2) 情報の開示</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理会社は、内国アクティブ運用型ETFの「有価証券新規上場申請書」に「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」を添付するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1103条第2項第2号
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、上場内国アクティブ運用型ETFの上場後、運用方針の概要、投資リスク、これらを踏まえた想定投資者属性又はポートフォリオ情報の提供方法に起因して「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の内容に変更が生じたときは、変更後直ちに変更後の報告書を提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1107条の2第4項、有価証券上場規程施行規則（以下「規則」という。）第1109条の2第5項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社は、上記に定める事項以外の事項に起因して「内国アクティブ運用型ETFの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書」の内容に変更が生じたときは、変更後から、当該変更が生じた日の属する計算期間の末日（計算期間が6か月未満の場合は、当該変更が生じた日から起算して6か月を経過する日の属する計算期間の末日）の翌日から起算して3か月が経過するまでの間に、変更後の報告書を提出すれば足りるものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1107条の2第5項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の報告書は、上場前及び上場後において、公衆の縦覧に供されます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1107条の2第6項等
<p>(3) 上場内国アクティブ運用型ETFに関する情報の提供</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場内国アクティブ運用型ETFの管理会社に対し、次の情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1107条の

<p>について、公衆による閲覧ができる方法により投資者に提供するよう義務付けます。</p>	4
<ul style="list-style-type: none"> 一 上場内国アクティブ運用型E T Fの日々の純資産総額及び一口あたりの純資産額 一 日々売買立会開始前までに確定したポートフォリオ情報（E T Fの組入資産の明細として施行規則で定める事項が記載された情報をいう。） 一 当取引所が定める事項を記載した上場内国アクティブ運用型E T Fの前月における運用実績に関する情報 一 その他当取引所が必要と認める事項 	
<p>(4) 上場内国アクティブ運用型E T Fに関する書類の提出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場内国アクティブ運用型E T Fに係る管理会社は、所定の書類を当取引所に対して提出することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1108条の2
<p>4. 上場内国アクティブ運用型E T Fの上場廃止基準等</p>	
<p>(1) 上場廃止基準</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場内国アクティブ運用型E T Fの上場廃止基準を設けます。 ・ 上場廃止基準に係る項目は、金銭設定・金銭償還型の内国指標連動型E T Fの項目に、次の項目が加わる一方で、指標の存在を前提とする項目は設けられません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1112条の2
<ul style="list-style-type: none"> 一 次に該当する投資信託約款の変更が行われる場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託財産等の一口あたりの純資産額の変動率を特定の指標の変動率に一致させるよう運用する旨の定めが設けられる場合 ・ 基準価額の変動を条件に投資信託契約を解約する旨の定め（基準価額が正でなくなった場合に投資信託契約を解約する旨の定めその他の当取引所が適当と認める定めを除く。）が設けられる場合 ・ 上記2. (2) の (g) 又は (h) の定めがなくなる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1112条の2第3号b
<ul style="list-style-type: none"> 一 上場内国アクティブ運用型E T Fの純資産総額の年間平均が、10億円未満となった場合において、1年以内に10億円以上とならないとき。ただし、市況全般が急激に悪化した場合であって、当取引所がこの基準によることが適当でないことと認めるときは、当取引所がその都度定めるところによるものとする（本項目は、各年3月末日において上場後5年未満の銘柄については、適用されません。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1112条の2第3号f
<ul style="list-style-type: none"> 一 上場内国アクティブ運用型E T Fのポートフォリオ情報が 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規程第1112条の

継続して1か月間投資者に提供されていない場合。ただし、天災地変等、上場内国アクティブ運用型ETFに係る管理会社の責めに帰すべからざる事由により、当該ポートフォリオ情報の提供が困難であると当取引所が認める場合を除く。

2第3号h

(2) 監理銘柄及び整理銘柄指定の取扱い等

- ・ 上記(1)を前提に、上場内国アクティブ運用型ETFに上場廃止のおそれがある場合には「監理銘柄」に、上場廃止となることが決定した場合には「整理銘柄」に指定することができることとします。

・規則第1115条等

5. その他

- ・ その他所要の改正を行います。
- ・ 上記以外の事項については、金銭設定・金銭償還型の内国指標連動型ETFに準じた取扱いとします。

・業務規程第66条、第67条等

Ⅲ 施行日

- ・ 本年6月30日から施行します。

以 上